長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設 (産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

> 平成30年(2018年)9月12日提出 長野県都市計画審議会長

30 都第 202 号 平成 30 年(2018 年)8 月 31 日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設 (産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

# 議第1号

長野都市計画区域のうち建築基準法の 規定に基づくその他の処理施設(産業廃 棄物処理施設)の用途に供する敷地の位 置について

# 建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置) 第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又 はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理 施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地 の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築して はならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会 (その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり 、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議 会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審 議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと 認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内におい て新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

## 建築基準法施行令第130条の2の2 (抜粋)

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条 本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄 物の処理施設

## 廃棄物処理法施行令第7条 (抜粋)

(産業廃棄物処理施設)

7号

廃プラスチック類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が5tを超えるもの - 4-

長野都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設 (産業廃棄物処理施設)の用途に供する建築物の敷地の位置について

1 申請者長野市大字大豆島3397番地6直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫

2 建築場所又は築造場所長野市大字大豆島字上之島3397番7

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

用途地域:工業専用地域

敷地面積: 8,956.27㎡

主要用途:産業廃棄物処理施設

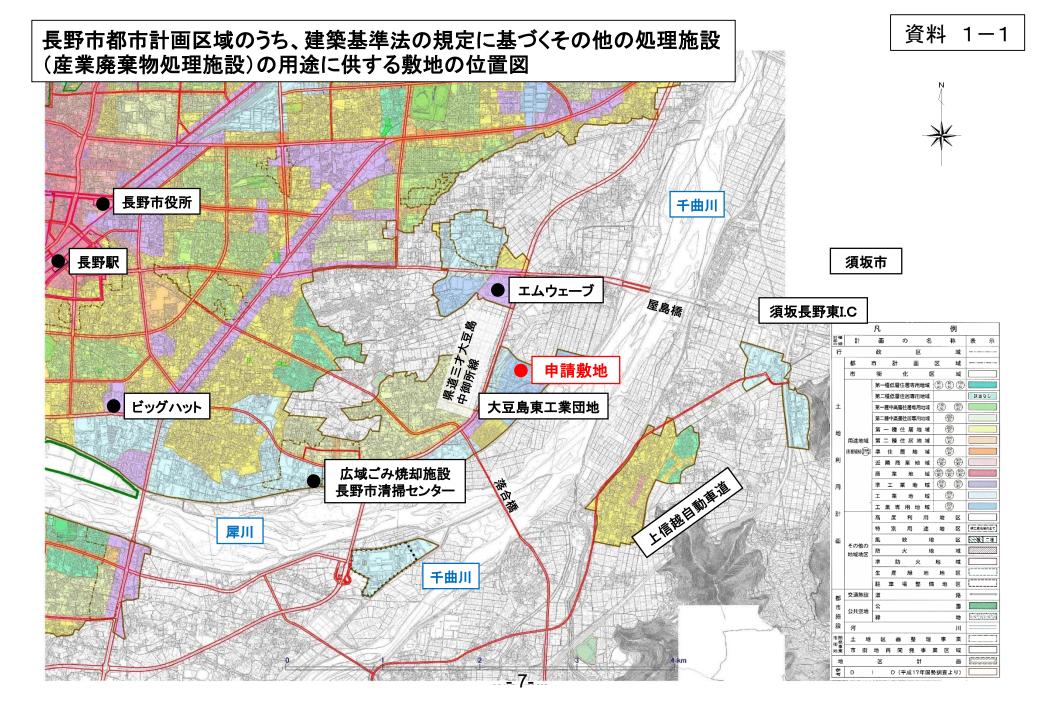
工事種別:用途変更

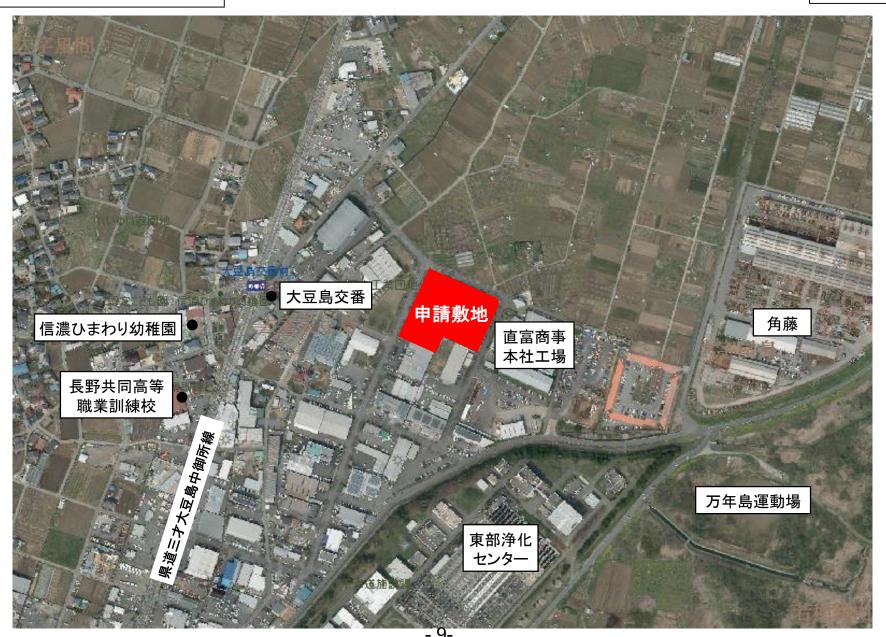
建物規模:

	申請部分	申請以外の部分	合 計
建築面積	4,666.84 m <sup>2</sup>	369.16 m <sup>2</sup>	5,036.00 <b>m</b> <sup>*</sup>
延べ面積	<b>4,514.20</b> m <sup>2</sup> - 5-	672.59 <b>m</b> ²	5,186.79 <b>m</b> i

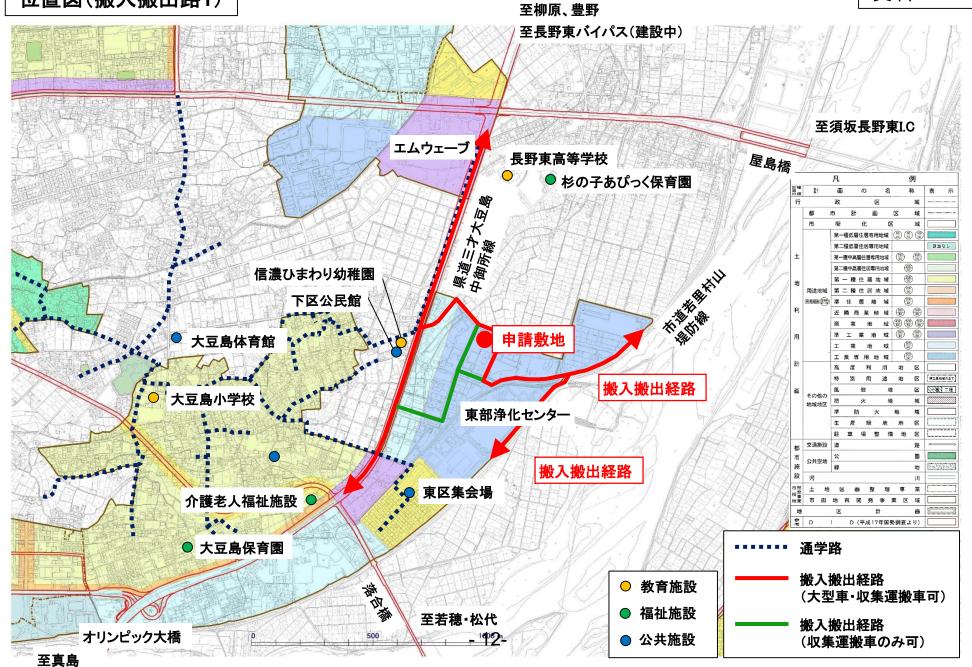
## 処理内容及び処理能力

tt ₹ ₹ ₽	hn 19 0 0	処 理 能 力	
施 設 名	処 理 品 目	現 況	計画
破 砕 施 設	廃プラスチック類	なし(本社工場から移設)	14.311t/日





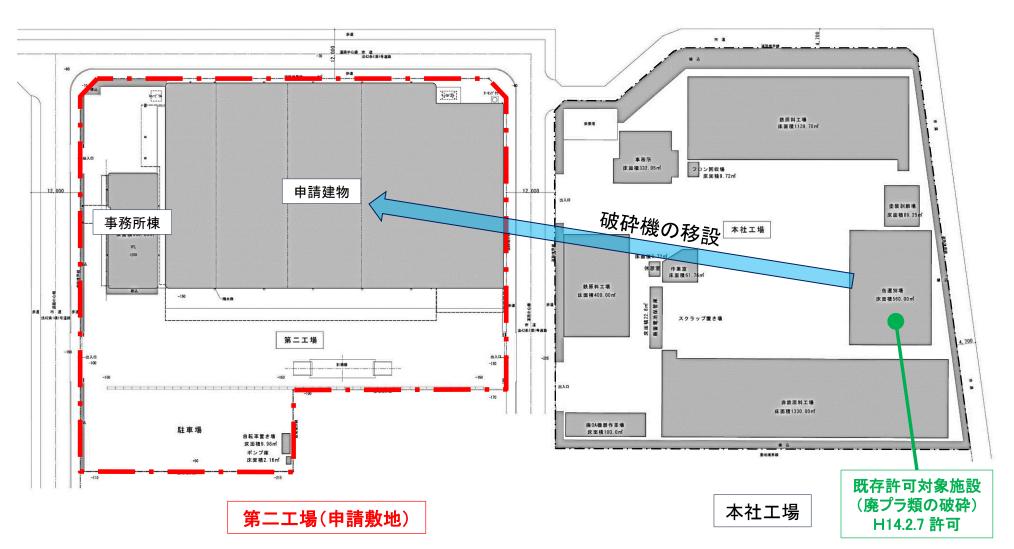


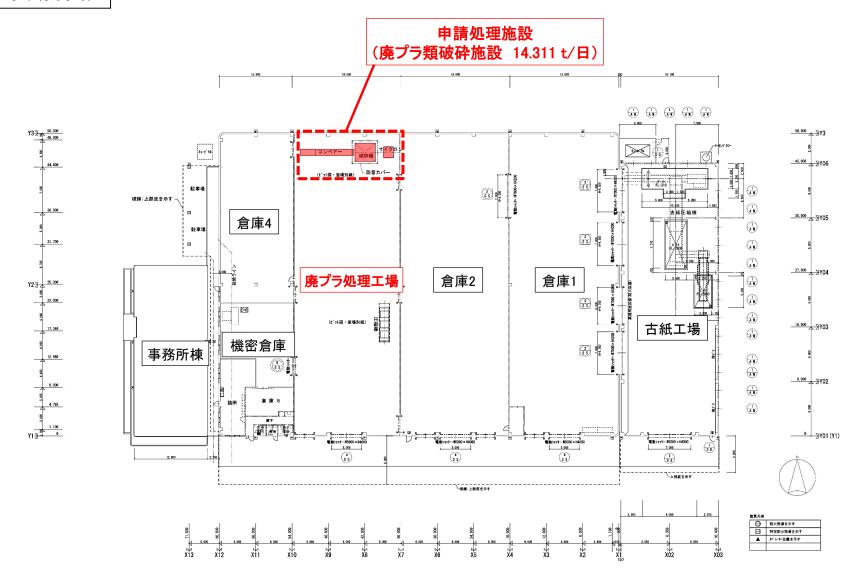


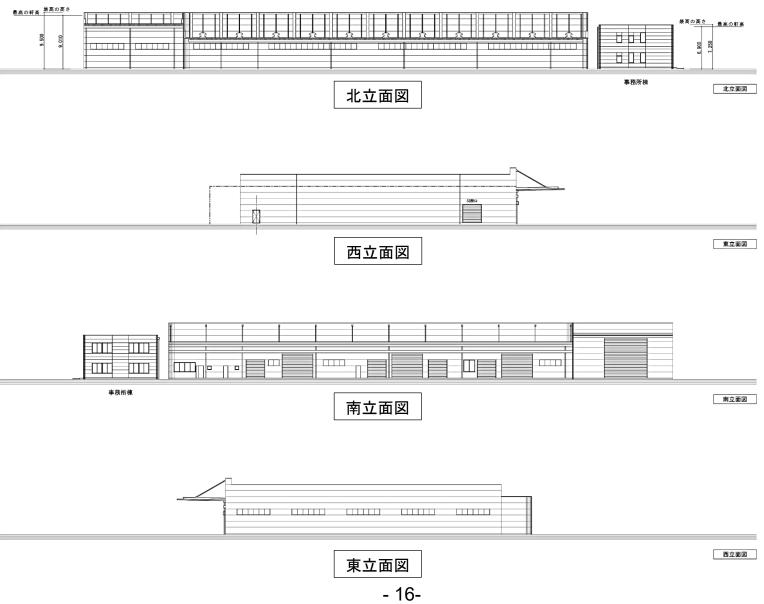
位置図(搬入搬出路2)





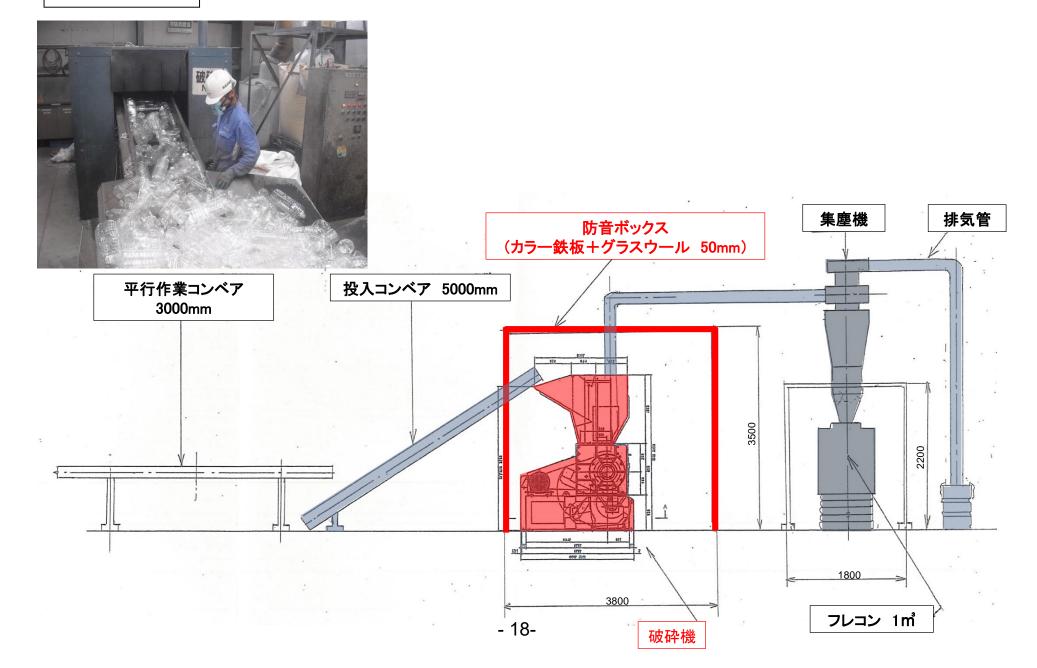


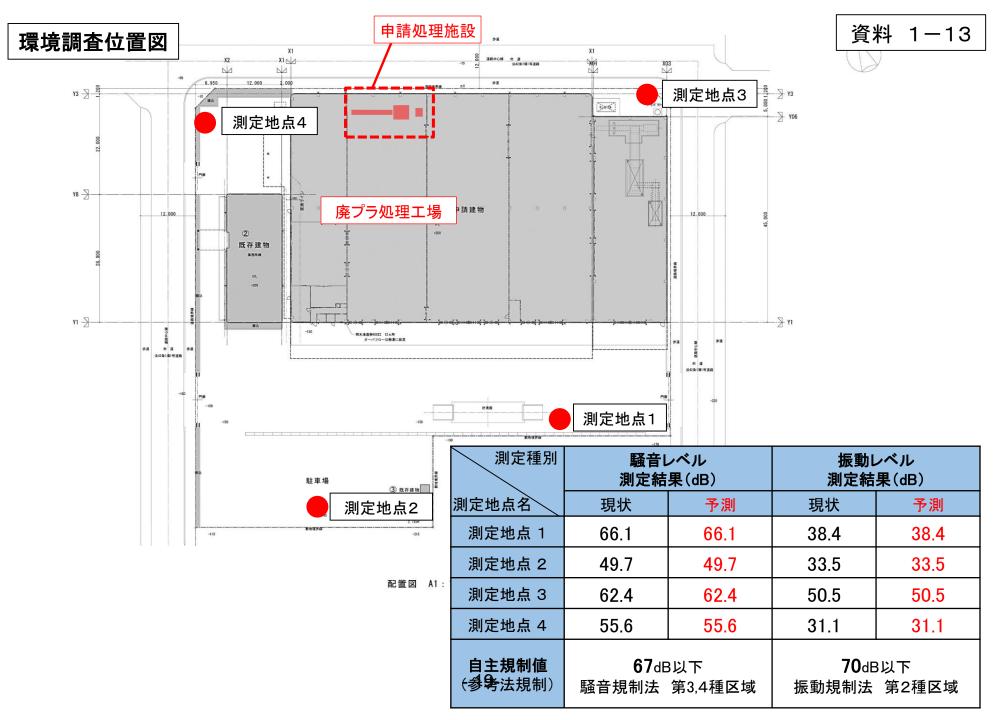






#### 処理施設概要





項目	判 断 基 準	判断結果(可とした理由)
	① 宅地化、市街化が促進される区域でないこと	申請地は、工業専用地域に指定された大豆島東工業団地内の北端に位置するとともに、道路を挟んだ北側一帯は農業振興地域に指定された農地が広がっていることから、宅地化、市街化が促進される可能性は低い地域である。
周囲の状況	② 近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	直近の幼稚園が直線距離で300mの位置にあるが、申請 敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、 車両の搬入・搬出ルート外でもある。また、福祉施設につい ては700m以上離れている。
	③ 災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	平坦な地形で土砂災害の発生はない。ハザードマップの浸水想定は2m~5m未満であるが、大豆島から松岡の工業地域、工業専用地域一帯は、ほぼ浸水可能性有の区域である。しかし、許可に係る廃棄物に危険物等はなく、たとえ浸水したとしても有害物質や悪臭等の影響が生じるとは考えにくく、二次被害の恐れは少ないと考えられる。

## 敷地の位置の検討表2

項目	判断基準	判断結果(可とした理由)
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の 関係法令に関して適合すること が確実であると認められること	処理施設から発生する微細な粉じんやガスは、集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させることで大気への拡散を防止する。  処理施設からの排水はない。雨水は浸透桝を設けて敷地内浸透させ、オーバーフロー分のみ放流する。  騒音及び振動規制法区域外であるが、自主規制値を定めて、これまでも毎月、騒音及び振動の測定を行い、基準値以下であることを確認しており、この測定は、処理施設移設後も引き続き実施していく。
域への影響の影響の	① 交通渋滞による道路交通に 支障がないこと	本社工場から申請敷地に処理施設を移転する計画であり、 処理量は変わらないため、当該計画による運搬車両の増加は 見込まれない。また、搬入時間帯が集中することはなく、これ までも運搬車両による交通渋滞の発生はない。
)周囲地	② 交通安全上支障がないこと	運搬車両の近隣住宅団地内への終日進入禁止や、車両に よって通行ルートを制限するなど、社内で交通安全を徹底して おり、交通安全上支障ないと考えられる。
<b>慮</b> 景観への配	①施設の高さ、大きさに応じて植 樹等により、景観への配慮がさ れていること	以前より、周辺景観に配慮して敷地の周囲に緑地帯を設けていたが、今回の申請に併せて長野市緑化条例にも遵守する中で、さらに緑地帯を増やし、より一層景観に配慮する計画としている <sub>21-</sub>

平成29年11月27日 南屋島区(9名) @南屋島公民館	(質問1)騒音や振動が移設前と移設後で変化がないため、反対意見 はないと思うが、手続き上、区長同意は必要なのか。 (回答1)区長同意は必要ない。
	<ul><li>(質問2)資料に「関係住民は意見書を長野市へ提出」とあるが、必ず提出しなければならないのか。</li><li>(回答2)条例に基づき長野市へ意見書を提出できるものであり、意見がない場合には、提出の必要はない。</li></ul>
	(質問3) 有害な物質(ガス・塵等)、環境汚染につながる物質は排出されるのか。 (回答3)洗浄済みのきれいなペットボトルを破砕してるため、有害なガス等の発生はない。
平成29年12月14日 大豆島下区(22名) @大豆島区公会堂	(質問1)破砕で出る粉じんや微細なごみはどうなるのか。そのまま空中に散布されるのか。 (回答1)破砕機の横に設置する集塵機で吸い取り、排気は排気管を通じてタンクに収納するため、空中への散布はない。
	<ul><li>(質問2)環境面について心配されることはあるか。</li><li>(回答2)騒音対策として、防音ボックスを設置する。振動については、人が感じるような振動は生じていない。なお、騒音・振動については、毎月1回環境影響調査を行っており、基準値を下回っている。</li></ul>

#### 住民説明会の概要2

平成30年5月24日 大豆島下区(14名) @大豆島区公会堂	(質問1)騒音レベルの目標値67dBとはどういった数値なのか。 (回答1)工業専用地域のため法律上の基準はないが、環境ISOの取組の 中で自主的に定めた数値である。また、67dBとは、バスや新幹線の 車内、コーヒーショップの店内などの音と同様である。
	(質問2)騒音測定に関し、移設前後で数値が変わらないのはなぜか。 (回答2)現状の騒音と比較すると、破砕機から到達する騒音がとても小さい ためである。例として、大きな声で叫んでいる近くで、小さな声で話し ても聞こえないのと同じイメージである。
平成30年5月22日 南屋島区(6名) @南屋島公民館	(質問1)破砕機から到達する騒音に対して大きい現状の騒音とは何か。 (回答1)本社工場における鉄原料工場の金属スクラップを移動させる際に 生じる音である。
	(質問2)今後も騒音・振動対策を継続するようお願いしたい。 (回答2)騒音・振動測定を毎月行い、その結果は、従来と同様に年1回の環 境懇談会で報告する。

#### 都市計画審議会の概要

平成30年5月31日	●長野市都市計画審議会
	【答申書】: 異議なし
	【合甲音】共識なし